

2016年8月30日

大阪府御中

コーポレート・カタリスト・インディア・
プライベート・リミテッド

インド投資環境レポート8月

<インドでの最近の動向>

インド上院議会が物品・サービス税（GST：Goods and Services Tax）法に関する憲法改正案をついに可決

インド上院議会は、GSTに関する憲法改正案を可決し、これによりインドにとって最大の税制改革が幕を開けた。GSTは、日本における消費税と同様の課税制度であり、インド国内の多くの間接税がGSTに統合されることが予定されている。これが実行された場合、インドは史上初めて、「一国家、一税制」の原則に基づき、経済的に国を統合することとなる。なお本憲法改正案は、今後、インド全州の50%以上の賛成を得ることが必要となる。

インド全国高速道路当局が高速道路事業のマネタイズ許可を獲得

インド政府は機関投資家に向け、高速道路事業のブラウンフィールド投資を解禁した。インド全国高速道路当局（NHAI: National Highways Authority of India）は、公的資金が供給された国内の高速道路事業の収益化を許可した。これにより、TOT方式（Toll Operate Transfer Model）に基づきプライベートセクターにおいて高速道路事業の運営を行い、運営開始から少なくとも二年間は高速料金の収入を得ることができる。この許認可は、各事例ごとに陸運高速道路省（Ministry of Road Transport and Highways）またはNHAIの承認が必要となる。

7月の製造業購買担当者指数（PMI）が四半期最高となる51.8を記録

国内外の需要の増加を背景として、7月の製造業の実績が4半期最高を記録した。世界的に権威のある日経購買担当者指数（PMI）は先月の51.7に対し51.8まで伸びた。これは同時に製造業に関わる全てのビジネス状況の改善を意味している。また商品輸出も6月に1.27%伸びた。

ウォーバーク・ピンカス社がインド物流新会社に1億2500万米ドルの投資

Stellar Value Chain Solutions社は、世界的投資ファンドであるウォーバーク・ピンカス社から12.5億米ドルの投資を受け、新会社としてインド物流業を開始した。Stellar社は、食品産業、日用品産業、耐久消費財産業、電化製品産業、ライフスタイル産業、自動車産業、薬品・エンジニアリング産業の顧客を対象としており、数年以内にインドの主要地に、近代的な物流拠点と保管施設を含む統合的な物流ソリューションを提供することを目指している。

インド製薬会社Lupin社が、日本のジェネリック医薬品21種を1.5億米ドルで買収

Lupin社は、世界で2番目の市場規模を持つインドの薬品市場での地位を強化するべく、塩野義製薬社（日本）から21のジェネリック医薬品のポートフォリオを1.5億米ドル（日本円にして154億円）で買収した。

Lupin 社の日本子会社である共和薬品工業株式会社による今回の買収は、2016年12月1日より有効となり、製品の商標移転を含むいくつかの条件と規制上の承認を要する。

インドのスタートアップに対するエンジェル投資が過去5年で最高に

2016年度のインドのエンジェル投資は69取引を通して1680万米ドルとなり、前年度比較で取引総額で62%、取引量で47%の伸びを見せた。2015年度には47取引を通して約1040万米ドルの投資が行われた。スタートアップ企業の平均的な投資実行前の企業価値は、2015年度において140万米ドルであったが、2016年度には10%増加し160万米ドルであった。また約24%のポートフォリオは、290万米ドルから440万米ドルで評価されている。

4月から5月のインドでの食用豆類の輸入は70万トン超

インドは国内需要を満たすため、2016年度の最初の2か月だけで705,477トンもの食用豆類を輸入した。2015年度全体では579万トンの食用豆類を輸入した。国内供給の不足分はおもに企業間取引での輸入を通して満たされる。

Mezi 社が900万米ドルをNexus Venture 社、Saama Capital 社などから調達

人工知能による個人ショッピングサポートサービスを手がけるスタートアップのMezi 社が、既存の投資家Nexus Venture 社と、新たな投資家であるSaama Capital 社およびAmerican Express Ventures 社からシリーズAで900万米ドルを調達した。この調達資金は、会社の成長と商品の促進、会話応答コマース・自然言語プロセッシング・マシンラーニング周りの人工知能技術の発展に充てられる。

<インドの規制環境>

1. 日印社会保障協定の発効

インドにおいては、日印社会保障協定が発効されておらず、日本人駐在員に対するインド年金制度への強制加入が義務付けられていた。これにより多くの日系企業において、この日本人駐在員にかかるインドの年金費用は会社が負担しており、費用として重くのしかかっていた。2016年7月に日印政府間の協議が行われ、10月1日より日印社会保障協定が効力を発することが発表された。本協定の発効による影響は次のとおりである。

2. 特別規定としてインドでの駐在員に対する年金費用の免除が明確化

①特別規定の要件

- i) 一方の締約国の法令に基づく制度に加入していること
- ii) 当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されていること
- iii) 当該雇用者により当該一方の締約国の領域または第三国の領域から他方の領域内において当該雇用者のために就労するよう派遣されること

通常の駐在員に上述の要件を当てはめた場合、iに関しては日本企業の駐在員の場合、日本の法令に基づく社会保障制度に加入しており本要件は満たし、iiに関しては、駐在員は赴任期間においても日本企業との雇用関係が解除されることはなく、日本に帰任する場合には日本企業での雇用が継続される場合には本要件も満たすと考えられる。またiiiの要件に関しても、日本企業の駐在員においては、当該日本企業の辞令などに基づきインドへの赴任が決定するケースが多く、その場合には本要件も充足すると考えられる。なお、本要件には第三国についても言及されているため、日本から直接インドに赴任しなくとも、シンガポールなどの第三国からインドに赴任した場合においても特別規定の要件を充足することが可能である。

②特別規定の効果

上述の要件をすべて満たした場合、5年を基準として次の効果が規定されている。

インドへの派遣期間が5年を超えるものと見込まれない場合

日本企業の駐在員は日本において就労しているものとみなして日本の法令に基づく日本の社会保障制度のみ加入し続けることができる。すなわち、本特別規定に基づき、本協定を適用する場合には日本企業の駐在員はインドの社会保障制度における年金保険料の支払いが免除されることになる。なお、ここでの5年間とは本協定の適用が承認された日から5年間と考えられる。

インドへの派遣期間が5年を超える場合

インドへの派遣期間が5年を超えて継続される場合、原則としてインドの法令に従い年金制度への加入が必要となる。しかしインド当局の合意を得ることで、引き続き日本の社会保障制度のみ加入することが可能となる。

3. 過去にインド当局に支払った年金保険料に対する措置

本協定は、対象者が過去に支払った年金保険料について規定しており、駐在員が過去に支払った年金保険料の残高について、駐在員がインドでの雇用を解除された段階で、すべての残高を引き出す権利を有すると定められている。一方で冒頭でも述べたように、多くの場合においては雇用者の年金費用は雇用主企業が負担している。このため企業によっては当該年金残高を企業が収受することも考えられる。しかし企業が年金残高を収受する場合には企業にとって所得と考えられるため、インド所得税法の観点から慎重に検討することが必要である。